

# 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔昭和 52 年 3 月 2 日〕  
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 昭和 52 年 11 月 28 日条例第 5 号

平成 5 年 7 月 7 日条例第 2 号

（趣旨）

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。